

橋北地区防災計画



令和3年9月
橋北地区自主防災会

～ 目 次 ～

1	はじめに	……	2 頁
2	計画の対象地区の範囲	……	3 頁
3	基本方針	……	4 頁
1.	基本方針（目的）		4 頁
2.	活動目標		4 頁
	・地震災害 ・土砂災害 ・大雪対策 ・災害時以外		
4	避難情報等への対応（役員の集合）	……	4 頁
5	自主防災会組織図	……	5 頁
6	自主防災会の役割	……	6 頁
7	発災時の各町自治会の役割	……	6 頁
8	防災会本部の立上げ	……	7 頁
9	災害対策本部設置運営	……	7 頁
10	連絡網	……	8 頁
11	発災から 3 時間以内に各町内が行う安全確認	……	8～9 頁
12	平時等の目標・活動	……	9～20 頁
(1)	平時の目標		9 頁
(2)	地区の特性		9～10 頁
(3)	社会特性		10 頁
(4)	平時の活動・事前の対策		10～18 頁
(5)	避難所等		18～20 頁
13	避難情報（高齢者等避難・避難指示）の伝達方法	……	20～21 頁
(1)	土砂災害・風水害・大雪等		21 頁
(2)	地震		21 頁
14	災害時の活動	……	21～23 頁
15	復旧・復興期の活動	……	23～24 頁
16	実践と検証	……	24～26 頁
(1)	防災訓練の実施		24～25 頁
(2)	防災意識の普及・啓発		25～26 頁
(3)	計画の見直し		26 頁

1 はじめに

近年の我が国は、東日本大地震の発生や東海地震や南海トラフ地震等の大規模地震の発生も懸念されていることから、橋北地区の住民の皆さんの防災・減災への関心は、決して衰えるものではないと考えます。

大規模な地震災害が発生するごとに、地域の絆の大切さや地域の住民自らの自助・共助による自主防災活動の必要性が認識されるところです。

大きな災害が発生した地域で、地域住民が作成した「防災計画」を基に「自助・共助・公助」が一体となった救援活動により、尊い命が守られたことが報道されることがありますが、これらのことを橋北地区でも教訓として生かすことが大切だと考えます。

このように、災害には地域密着型の防災活動を進めていくことが重要であり、そのためには橋北地区で「自主防災計画」を定め、課題等には必要に応じ修正を加え充実させていくことが大切です。

橋北地区防災計画は、地区住民の皆さん自身と自主防災組織が取るべき行動と役割を認識し、平常時の行動や災害が発生した時の行動について地区の皆さんの参考になるように整理したものです。

地震等自然災害は避けられないものが多くありますが、万一の災害が発生した時に、この防災計画により減災につながるとともに、この計画を実践する中で更に地域の防災力の向上と地域コミュニティの活性につながることを期待しています。

令和3年9月

橋北地区自主防災会

2 計画の対象地区の範囲

橋北地区自主防災会は、町内自治会を基に構成されています。

橋北地区 20 町内の人口 世帯数 高齢化率の表) (平成 27 年国勢調査による)

町名	世帯数	人口	65 歳以上人口	高齢化率	生産人口 (15 歳～64 歳)
大門町南	45	102	52	50.98%	40
大門町 2	96	189	53	28.04%	124
大門町 3	67	134	59	44.03%	65
桜町 1	41	106	52	49.06%	48
桜町 2	44	78	37	47.44%	35
伝馬町 1	41	118	50	42.37%	50
伝馬町 2	30	73	44	60.27%	24
大王路	78	185	77	41.62%	90
小伝馬町 1	52	142	53	37.32%	65
小伝馬町 2	81	173	65	37.57%	89
江戸町	118	252	112	44.44%	118
仲ノ町	65	151	44	29.14%	80
二本松	45	92	24	26.09%	43
上馬場町	71	164	73	44.51%	69
下馬場町	66	114	45	39.47%	64
浜井町	103	240	58	24.17%	141
江戸浜町	116	252	72	28.57%	147
東栄町 1	39	94	32	34.04%	42
東栄町 2	27	83	24	28.92%	46
(特養)	2	110	107	97.27%	3
東中央通	150	321	130	40.50%	166
合計	1,377	3,173	1,263	39.80%	1,549

3 基本方針

1. 基本方針（目的）

- (1) 災害時における人命を守ることを基本とし、災害支援体制の整備を図る。
- (2) 災害時以外では、関係する団体と地域が一体となって、活動目標に向けて連携体制を構築する。

2. 活動目標

(1) 地震災害

- 地震発生直後の3分 … 自分の命を自分で守る
- 地震発生後3時間 … 家族、町内の安否確認
- 地震発生後3日間 … 各町内、地域で助け合う

(2) 土砂災害

土砂災害による犠牲者をゼロにするため、土砂災害特別警戒区域居住者への情報伝達及び避難をすみやかに行う。

(3) 大雪対策

大雪の影響による救急搬送や消火活動の妨げにならないように、除雪態勢を構築する。

(4) 災害時以外

地域住民は、新聞やテレビ等の防災に関する情報には常に注目し、防災訓練や研修会などには積極的に参加し、防災対策の推進に努める。

4 避難情報等への対応（役員の集合）

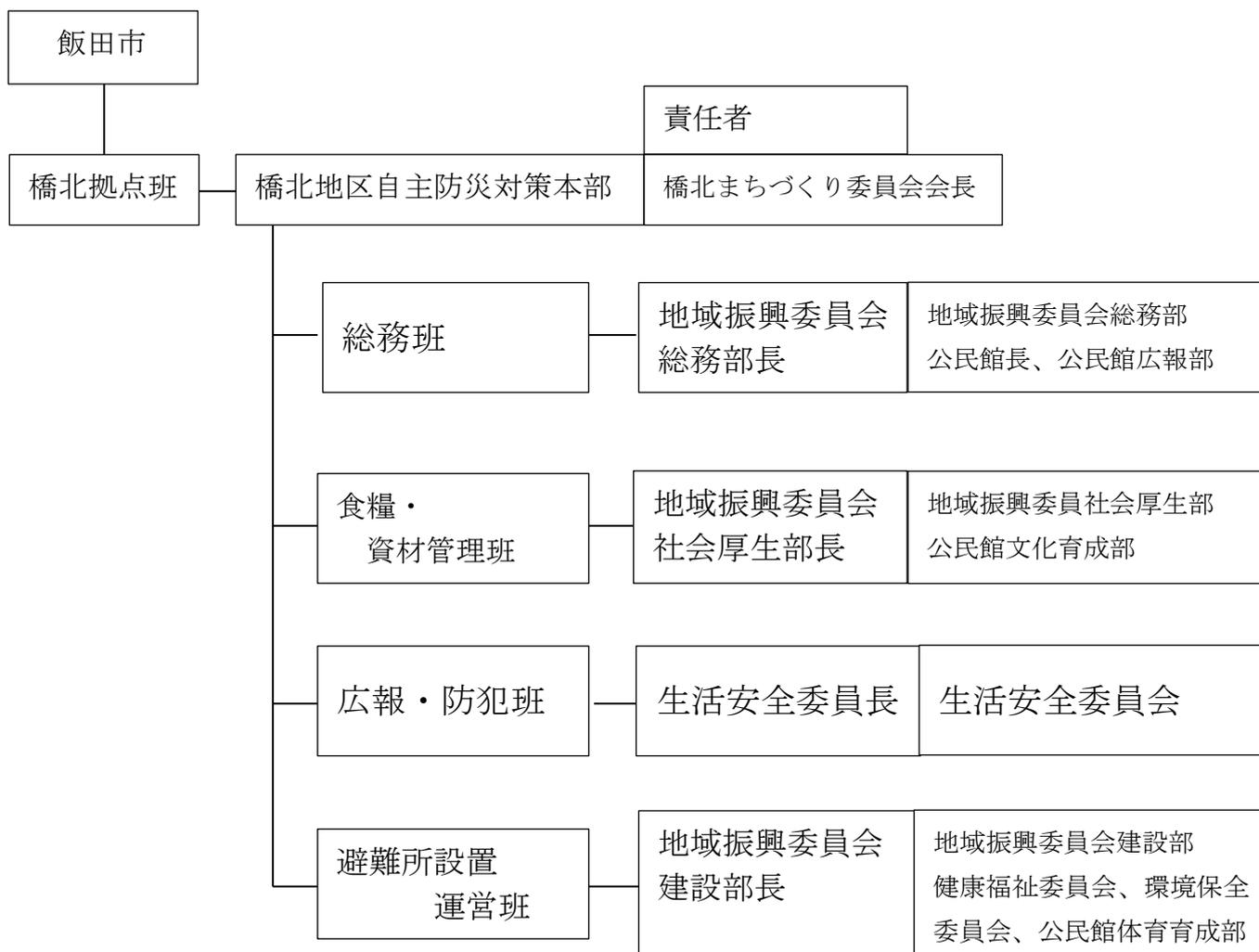
- (1) 橋北地区自主防災会役員は、次の状況が発生したときは、各町内の災害状況などを整理の後、橋北地区自主防災会本部（橋北公民館）へ集合する。

- ① 震度5弱以上の地震発生時
- ② 東海地震警戒宣言発令時
- ③ 土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報発令時（2つが同時発令時）
- ④ 高齢者等避難発令時（ただし橋北地区に発令時のみ）
- ⑤ 避難指示発令時
- ⑥ その他橋北地区自主防災会会長が必要と認めた時

ただし、①及び②の参集範囲は、各部責任者の正副とし、橋北地区自主防災会会長が必要に応じて他の役員を招集する。

また、③～⑥の参集範囲は、原則として正副会長、会計及び正副総務部長とするが、参集にあたっては、予めその他役員の招集等の必要性を含め、橋北自治振興センターと協議する。

5 橋北地区自主防災会組織



各町内自治会
飯田市消防団第2分団
飯田市赤十字奉仕団橋北分団

6 橋北地区自主防災会の役割

名 称	災害対策本部の役割	災害時以外の役割
総務班	対策本部事務局 情報 (収集・伝達・記録) 会計	防災倉庫点検 防災訓練計画立案
食糧・資材管理班	食糧・生活物資の 調達と配布	備蓄食料、 備品等の管理
広報防犯班	防災関係の広報 防犯・巡回パトロール	広報・防犯活動
避難所設置運営班	避難所設置、運営 避難者受入 要支援者の対応	避難路の確認 避難施設の確認

7 発災時の各町自治会の役割

1. 各自治会は、地震等の災害が発生及び予測されるときは、次のことを行ってください。

(1) 町内の安全確保

- ① 家庭の安否確認 → 各組 → 町内 の順
- ② 町内自治会 3 役と連絡・連携をとる

(2) 町内の災害対策連絡所

- ① 一時避難所の確認・確保
- ② 町内の被害状況の把握と安否確認
- ③ 指定避難施設へ誘導・案内表示（避難所が開設されたとき）

(3) 自治会長（あるいは代理）は、災害対策本部へ参集し、町内の状況を報告する。

8 橋北地区自主防災会本部の立上げ

本部に到着した役員は、それぞれ任務を遂行する。それぞれの責任者等が不在の時は、順次上席者が指揮をとる。

- (1) 橋北公民館の開錠を行う。(鍵は、市職員が所持し、開錠する)
- (2) 橋北公民館の建物の安全確認を行う。
- (3) 必要に応じ防災倉庫を開錠する。
- (4) 通電が無いとき、非常電源を確保する。

9 橋北地区災害対策本部設置運営

(1) 対策本部の設置

橋北地区自主防災会役員は、災害発生後、橋北防災計画（Ⅱ-1-(1)ただし書き）による橋北地区自主防災会長の呼び出しにより、橋北公民館に集合し、橋北自治振興センター職員と連携して災害対策本部を設置し、運営する。

- ① 公民館の建物、敷地の安全確認を行う。
- ② 建物の開錠をする。
- ③ 「1階会議室」に机、椅子等を配置し、事務用品、備品等を準備する。
- ④ 電気、上下水道、ガス、電話等の使用可否を確認し、必要に応じ発電機の電源を利用する。
- ⑤ 防災倉庫を開錠し、必要な資材を搬出する。
- ⑥ 対策本部員は、ヘルメットを着用する。
- ⑦ 災害対策本部の看板を玄関前に掲げる。
- ⑧ 必要に応じ橋北駐車場に駐車スペースを確保する。
- ⑨ 対策本部は、各町内の代表者へ「災害対策本部」を設置したことを伝達する。

(2) 対策本部の任務

- ① 各町内の安否などの情報を収集及び整理する。
- ② 災害対応策について協議する。
- ③ 橋北地区自主防災会対策本部の班は、必要な対応策について、各担当の職務を遂行する。
- ④ 各町内の状況（一時避難所等）を確認する。
 - ・安否確認情報（負傷者、要救護者、避難者、不明者等）。
 - ・被災情報（建物・道路、河川、火災の有無と規模等）。
 - ・避難者の安全確保に関する状況。

10 連絡網

別紙（自主防災会連絡網）の表

11 発災から3時間以内に各町内が行う安全確認

（地震発生時）

1. 初期行動（安全確認）

- (1) 第一に各自の身の安全を確保する。
安全な場所（机の下等）に避難して、揺れがおさまるのを待つ。
わが身と家族の安全確保。自分の命は自分で守る。
- (2) 次に、火の始末をする。（火の確認をする）
- (3) 万一、火を出したら、まず消火をする。
初期消火に努め、大声で「火事だ！」と叫び、近所に協力を求める。
炎が天井までうつったときは、消火活動よりも避難を優先する。

2. 各組内の安全確認

- (1) 自分と家族の安全確認ができたなら、隣近所、組内で声を掛け合い、安全確認、安否確認を行う。
- (2) 組内に要救護者があるときは、力を合わせて一時避難所まで連れていく。
- (3) 負傷者がいるときは、救急用具等を使い応急処置を行い、必要があれば医師（医療従事者）に援助を求め、病院へ搬送するなど状況に応じた対応を行う。
- (4) 町内の役員は一時避難所へ集まり、各組の状況を把握する。
- (5) 消火活動、救難救出活動等必要な応急処置をとる。
- (6) 避難経路の安全確認と避難者を誘導する。（自宅に戻る場合もある）
- (7) 避難施設等へ移動するときは、メインブレーカーを切る。（通電時の火災を防ぐため）

3. 一時避難所

- (1) 一時避難所では、組単位で把握した安否情報と被災情報を町内でまとめる。町内の組に救護が必要な時は、可能なかぎり町内で応援・対応する。
- (2) 生存未確認者及び組合未加入者については、可能なかぎり安否確認する。
- (3) 発災から順次、安否確認情報や被災状況を記録して、各町内の自治会長（代理）は定期的に「橋北地区災害対策本部」へ報告する。
・平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持・活性化すること

- ・ これらを実現するために、地域に暮らす住民一人ひとりが協力して防災活動をはじめとした協力体制を構築する。
- ・ 平時から関係する団体と地域が一体となって、目標に向けて連携体制を構築する。

1 2 平時等の目標・活動

(1) 平時の目標

- ・ 災害時の避難場所や情報入手方法の周知徹底を図る。
- ・ 家具の転倒防止を行なうよう推進する。
- ・ 3日分以上の食糧や水の備蓄をするよう努める。
- ・ 住宅用火災報知機の設置を推進する。
- ・ 昭和56年以前の建築住宅の耐震診断と必要な耐震補強を推進する。

【地震】

- ・ 地震による犠牲者をゼロにするため、家具の転倒防止とガラス飛散防止を推進する。
- ・ 3分、3時間、3日間を自助・共助で乗り切る。

【土砂災害・浸水害】

- ・ 土砂災害による犠牲者をゼロにするため、土砂災害特別警戒区域居住者への情報伝達を10分以内、避難を30分以内に行う。
- ・ 30分以内で行う警戒態勢確立・避難情報伝達・事前避難の完了。

【雪害】

- ・ 大雪に伴う救急搬送の遅れや消火活動の遅滞といった事態にならないよう除雪態勢を構築する。

(2) 地区の特性

自然特性

ア 当地域で予測される自然災害

災害の種類	発生時期	町名・集落
地震による家屋倒壊 (1割以上)	地震発生時	全域
地震による火災延焼 (1箇所あたり10戸以上)	地震発生時	全域
地震によるがけ崩れ	地震発生時	上馬場町、下馬場町

がけ崩れ		上馬場町、下馬場町
大雪（積雪深 30 c m以上）	降雪期	全域

イ 災害発生予測場所における居住者・集落等一覧（別表）

災害種類	住所（集落名）	世帯数	世帯人員
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	東栄町 1	1 件	1 人
	東中央通	6 件	1 8 人

ウ 土砂災害警戒区域等にある要援護者施設

区域の名称	所在地	施設名	施設の種類
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	東栄町 3108-1	L サポートあいあい	障害者多機能型福祉施設
		さんとびあ飯田	飯田市福祉会館
		ほっとすまいる	飯伊圏域障がい者総合支援センター
	馬場町 3-501-1	飯田子どもの園保育園	保育所
	東栄町 3171-3	第二飯田荘	特別養護老人ホーム
いいだデイサービスセンター		デイサービス	

エ 過去の災害

いつ	災害名	場所	被害状況
昭和 36 年	三六災害	野底川氾濫	家屋損壊、人的被害
〃	〃	谷川氾濫	家屋損壊、人的被害

(3) 社会特性

ア 当地域で発生が予想される人為災害

災害の種類	発生時期	町名・集落
長時間停電	強風、降雨、大雪	全域
長時間断水	強風、降雨、大雪	全域

(4) 平常時の活動・事前の対策

ア 各世帯が取り組むこと

何を	いつ・いつまでに	誰が	どのように
3 日分以上の水・食糧・生活物資の備蓄	日常的に実施	家事を担う者を中心に家族全員	家庭内流通備蓄の推進（購入→備蓄→消費）

避難場所・避難所の確認	家族会議または、隣組の会議後	世帯主が呼びかけ	家族会議で場所を確認する。現地に徒歩で行動してみる。
安否確認方法の確認	防災の日または、隣組の会議後 毎月1日・15日	世帯主が家族に呼びかけ	伝言ダイヤル171の使い方。電話不通時のメモの書き方・置く場所の確認。定時集合場所の確認
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	年に数回	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認。
建物の耐震化	令和2年度までに	世帯主	無料の耐震診断後、資金計画を立案し実施。
家具の転倒防止	年度中	中学生以上	L字金具等による固定若しくは配置換え。
ガラス飛散防止フィルム張り（室内及び家具のガラス）	年以内	中学生以上	計画的にフィルム張りを実施。
寝室にゴム底の靴と皮手袋を配備	年以内	靴は家族全員 皮手袋は世帯主	計画的に配備する。

イ 町内として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の一時避難場所の決定と周知	防災訓練の1ヶ月前までに	組長又は自治会長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知。
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	組長又は自治会長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知。
安否確認手段の確認と訓練	防災訓練の1ヶ月前までに	組長又は自治会長	隣組としての安否確認方法を検討して決定する。訓練で実際に実施。
各世帯で実施する事項の呼びかけ、意識啓蒙	防災訓練	組長又は自治会長	避難場所や情報伝達方法、3日分以上の備蓄等について実施状況を訓

			練参加者に確認する。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練	組長又は自治会長	隣組及び近隣の避難行動要支援者を隣組内からの情報提供により把握する。その後会議を開き支援者を決定する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の見直し	防災訓練	組長又は自治会長及び支援者	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
災害種別に応じた避難経路の検討（2ルート以上）	防災訓練	組長又は自治会長及び各世帯	様々な災害を想定して、2ルート以上の避難ルートを検討する。

ウ 橋北地区として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
指定避難場所、指定緊急避難所の安全性の確認とその対応	防災訓練1ヶ月前までに	自主防災会役員	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練時	自主防災会役員をはじめとした住民	市防災倉庫内にある資機材を用いて避難所開設・運営訓練を行う。避難所運営マニュアルも参照する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の見直し	防災訓練の1ヶ月前までに	隣組長、自主防災会役員	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
実働に特化した訓練の実施（情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等）	毎年防災の日前後に	全住民	それぞれの分担に合わせて立案から実施までを取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする。

災害対応資機材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	防災訓練、地域行事	自主防災会役員、住民	資機材を利用する機会に操作方法の習得や、内容物の点検を行う。
用水路、河川の清掃	出水期前	住民	水路のつまりやゴミの除去の実施。
防災教育・学習の普及啓発	年に1回	住民、自主防災会役員	自主防災会役員向けの研修会を実施。 住民向けのビデオ鑑賞や研修会を実施。

エ 備蓄資機材の整備計画（目標）

飯田市が推奨する地区で備蓄することが望ましい資機材は次のとおりです。地区における災害リスクに応じて種類を増やす、数量を割り増すなどの工夫をしていく。

基準：人口1000人、300世帯、10集落（@30戸）、備蓄倉庫1箇所をモデル】

No.	区分	品名	数量	目安	備考
1	情報伝達	本部看板	1	地区に1つ	
2	用具	スピーカーセット	1	広報車1台に1つ	
3		電気メガホン	13	集落数+本部3つ	
4		無線機	11	集落数+基地局	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	10	地区に10セット	山林火災想定地区
6		消火器（消火器格納庫）	20	集落に2本	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	10	集落に1セット	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	2	倉庫に2つ	
9		チェーンソー	2	倉庫に2つ	
10		救助用工具セット	2	倉庫に2つ	
11		ハンマー	2	倉庫に2つ	
12		カケヤ	2	倉庫に2つ	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	2	倉庫に2つ	
14		一輪車	2	倉庫に2つ	
15		リヤカー	2	倉庫に2つ	
16		油圧ジャッキ	2	倉庫に2つ	
17		チェンブロック	2	倉庫に2つ	

18		ウインチ	2	倉庫に2つ	
19		レスキューキット (リュック型)	2	倉庫に2つ	
20	救護用具	救急セット 50	1	倉庫に1つ	
21		担架	2	倉庫に2つ	
22		レスキューボード(簡易担架)	2	倉庫に2つ	
23	避難所運営用具	コードリール	5	分館公民館・中規模集会所1ヶ所分を想定	
24		投光器	3	〃	
25		発電機 (静音型) 0.8kVA	5	〃	
26		炊飯器・釜 (3～5升炊)	2	〃	
27		ガスボンベ	2	〃	
28		防災テント	3	〃	
29		防水シート (2間×3間)	10	〃	
30		防災ヘルメット	100	避難者は人口の1割を目安	
31		簡易トイレ	40	25人に1つ	
32		毛布	200	避難者は人口の1割×2枚	
33		簡易ベッド	5	避難者の5%	
34		車椅子	1	避難所に1台	
35		給水用具	浄水器	1	避難所に1台
36	浸水害用品	土のう	200		備蓄の最低限の枚数

オ 地区防災備蓄倉庫一覧

(ア) 整備済の防災備蓄倉庫 (備蓄場所)

No.	倉庫名称 【自治会】	所在地	主な備蓄品	管理者 (鍵管理者)
1	橋北防災倉庫 (臨時駐車場)	江戸町2丁目 289-1	テント、ハンドマイク、炊飯器ガス一式、担架、灯光器、ヘルメット	自主防災会 (橋北公民館)
2	橋北防災倉庫 (旧飯田測候所)	馬場町3丁目 475-2	テント、炊飯器ガス一式、机、椅子	自主防災会 (橋北公民館)
3	大門町防災倉庫	大門町 86-1	テント、担架、一輪車、工具	自治会長
4	【大門町1】		消火器、メガホン	自治会長
5	【大門町2】		消火器、メガホン、救急セット	自治会長
6	【大門町3】		消火器、担架、ヘルメット	自治会長
7	【大門町4】		消火器、メガホン	自治会長
8	【桜町1】		消火器、メガホン、梯子、テント、発電機、ヘルメット、車椅子、毛布	自治会長

9	桜町 2 防災倉庫	桜町 2	消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、一輪車、テント、発電機、灯光器、ヘルメット	自治会長
10	【伝馬町 1】		消火器、メガホン	自治会長
11	【伝馬町 2】		消火器、メガホン、初期消火用具、担架、発電機、テント、一輪車、担架、ヘルメット	自治会長
12	大王路防災倉庫 (大王路公園)	大王路 12-1	消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、工具、一輪車、救急セット、担架、テント、灯光器、ヘルメット	自治会長
13	【小伝馬町 1】		消火器、メガホン、ヘルメット	自治会長
14	【小伝馬町 2】		消火器、メガホン、梯子、担架、炊飯器ガス一式、一輪車	自治会長
15	【江戸町】		消火器、メガホン、ヘルメット、一輪車、車椅子	自治会長
16	【仲ノ町】		消火器、初期消火用具、梯子、一輪車、毛布、ヘルメット、浄水器	自治会長
17	【二本松】		消火器、初期消火用具、メガホン、防災テント、ヘルメット	自治会長
18	上馬場町防災倉庫	馬場町 1-11	消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、工具、救急セット、発電機、炊飯器ガス一式、ヘルメット、一輪車	自治会長
19	【下馬場町】		消火器、メガホン、一輪車、救急セット、担架、灯光器、ヘルメット	自治会長
20	浜井町防災倉庫	浜井町 3456	消火器、メガホン、一輪車、担架、灯光器、ヘルメット	自治会長
21	江戸浜町防災倉庫	江戸浜町 3677-8	スピーカーセット、消火器、メガホン、初期消火用具、一輪車、救急セット、発電機、灯光器、防災テント	自治会長
22	東栄町 1 防災倉庫		消火器、メガホン、初期消火用具、梯子、一輪車、担架、ヘルメット	自治会長
23	【東栄町 2】		メガホン	自治会長
24	【東中央通】		消火器、メガホン、一輪車、担架、ヘルメット	自治会長

(イ) 計画中の防災備蓄倉庫

No.	倉庫名称	所在地	建設予定年度	管理者
	当面、計画なし			

(ウ) 倉庫別備蓄品の状況と購入計画

a 橋北防災倉庫（臨時駐車場）

No.	区分	品名	数量	目標数量	備考
1	情報伝達	本部看板	0	1	
2	用具	スピーカーセット	1	1	公民館に配備
3		電気メガホン	25	25	
4		無線機	0	0	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	0	0	
6		消火器（消火器格納庫）	0	0	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	0	0	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	0	0	
9		チェーンソー	0	0	
10		救助用工具セット	0	0	
11		ハンマー	0	0	
12		カケヤ	0	2	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	0	0	
14		一輪車	0	0	
15		リヤカー	0	1	
16		油圧ジャッキ	0	3	
17		チェンブロック	0	0	
18		ウインチ	0	0	
19	レスキューキット（リック型）	0	0		
20	救護用具	救急セット50	0	0	
21		担架	2	2	公民館2階に配備
22		レスキューボード（簡易担架）	0	0	

23	避難所運	コードリール	1	3		
24	営用具	投光器	4	4		
25		発電機（静音型）0.8kVA	1	0		
26		炊飯器・釜（3～5升炊）	2	2		
27		ガスボンベ	1	1		
28		防災テント	10	10		
29		防水シート（2間×3間）	2	2		
30		防災ヘルメット	30	30		
31		簡易トイレ	0	0		
32		毛布	0	0		
33		簡易ベッド	0	0		
34		車椅子	0	0		
35		給水用具	浄水器	0	0	
36		浸水害用品	土のう	0	0	

b 橋北防災倉庫（旧飯田測候所）

No.	区分	品名	数量	目標数量	備考
1	情報伝達	本部看板	0	0	
2	用具	スピーカーセット	0	0	
3		電気メガホン	0	0	
4		無線機	0	0	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	0	0	
6		消火器（消火器格納庫）	0	0	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	0	0	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	0	0	
9		チェーンソー	0	0	
10		救助用工具セット	0	0	
11		ハンマー	0	0	
12		カケヤ	0	0	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	0	0	
14		一輪車	0	0	
15		リヤカー	0	0	
16		油圧ジャッキ	0	0	
17		チェンブロック	0	0	
18	ウインチ	0	0		

19		レスキューキット (リュック型)	0	0		
20	救護用具	救急セット 50	0	0		
21		担架	0	0		
22		レスキューボード(簡易担架)	0	0		
23	避難所運営用具	コードリール	0	0		
24		投光器	0	0		
25		発電機 (静音型) 0.8kVA	0	0		
26		炊飯器・釜 (3～5升炊)	2	2		
27		ガスボンベ	5	5		
28		防災テント	4	4		
29		防水シート (2間×3間)	2	2		
30		防災ヘルメット	0	0		
31		簡易トイレ	0	0		
32		毛布	0	0		
33		簡易ベッド	0	0		
34		車椅子	0	0		
35		給水用具	浄水器	0	0	
36		浸水害用品	土のう	0	0	

(5) 避難所等

凡例：指定避難所・・・小中学校の体育館など一定期間避難生活を行う施設

【区分：指定避難施設、応急避難施設】

指定緊急避難場所・・・公園やグラウンドなど地震や火災の際に一時的に避難する場所

【区分：広域避難地、避難地、一時避難場所】

一時避難場所・・・町内自治会で決めた一時避難地

※災害の種別 (地震・土砂災害・浸水) に応じた適切な避難場所であるか確認しましょう。

※施設の受け入れ人数は利用可能面積で一人あたり 3㎡を目安としましょう。

No.	区分	名称【鍵管理者】	所在地	電話	受入人数	災害種類
1	指定避難施設	浜井場小学校体育館【学校】	小伝馬町 1-3503	22-5123	413 人	地・土・水
2	応急避難施設	下伊那教育会館講堂	仲ノ町 303-1	52-0808	303 人	地・土・水
		信毎販売(株)飯田支店 2 階	江戸浜町 3686-1	23-6269	150 人	地・土・水
		東中央通公民館	東中央通 3211-20	52-0865	70 人	地・土・水
		江戸浜分館	江戸浜町 3648-2	52-2646	74 人	地・土・水
		東栄町自治会館	東栄町 3122-5	52-0865	60 人	地・土・水
3	避難地	大王路公園	大王路 12-1		500 人	地
		江戸町公園	江戸町 1-22-3		200 人	地
		城東 1 号公園	東中央通り 5-25		1000 人	地
		東栄公園	馬場町 3 丁目 473-1		500 人	地
		憩いの広場	大門町 29		100 人	地
		東中央通児童公園	東中央通 3211-45		320 人	地
4	広域避難地	風越公園	小伝馬町 1-3541-1		3000 人	地
		浜井場小学校 グラウンド	小伝馬町 1-3503		2000 人	地
	一時避難場所	加藤歯科医院駐車場	大門町 1		大門町 1 区	地
		大門町セブンイレブン駐車場	大門町 84-10		大門町 2 区	地
		憩いの広場	大門町 3		大門町 3 区	地
		小林宅前 JR 駐車場	大門町 4		大門町 4	地

	風越公園	小伝馬町 1 丁目 3541-1		桜町 1	地
	長野銀行駐車場	桜町 2 丁目 5		桜町 2	地
	大王路公園	大王路		大王路	地
	風越公園	小伝馬町 1- 3541-1		大王路	地
	村田屋駐車場	伝馬町 1		伝馬町 1	地
	慈光幼稚園グランド	伝馬町 2-31		伝馬町 2 丁目	地
	検察庁駐車場	伝馬町 2-37		伝馬町 2 丁目	地
	浜井場小学校校門横	小伝馬町 1		小伝馬町 1 丁目	地
	小伝馬町 2 丁目自治会館	小伝馬町 2 丁目		小伝馬町 2 丁目	地
	橋北臨時駐車場	江戸町 2-289-1		江戸町	地
	ウエルネスタウン丘の上 駐車場	仲ノ町		上馬場町	地
	二本松マスト所有地空き地	二本松 331		二本松	地
	菱田春草生誕地公園	仲ノ町 307-1		仲ノ町	地
	東栄公園	馬場町 3-473-1		下馬場町	地
	浜井町自治会館 (浜井町児童公園)	浜井町 3456-7		浜井町	地
	信毎販売(株)飯田支店 2F	江戸浜町 3686-1		江戸浜町	地
	旧飯田荘跡地駐車場	東栄町 3108		東栄町 1 区	地
	旧飯田荘跡地駐車場	東栄町 3108		東栄町 2 区	地
	東中央通公民館	東中央通 3211-20		東中央通	地

1 3 避難情報（高齢者等避難・避難指示）伝達方法

市から発令される避難情報には「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3段階があります。様々な情報媒体から一斉に情報伝達されますので、どのような状況でも確実に全住民に伝わるよう地区内でも伝達方法を確立しておきましょう。

(1) 土砂災害・風水害・大雪等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター →該当自治会長	避難情報（高齢者等避難・ 避難指示） 避難所開設情報	電話連絡
②	②→レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
③	②→避難行動要支援者 （助けあいマップ要支援者）	〃	電話、若しくは直接口頭

(2) 地震

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター →各自治会長	避難情報（高齢者等避難・ 避難指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時は地区で配備したデジタル無線機
②	① →組長	〃	電話、若しくは直接口頭
③	②→レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
④	②→地区民全員	〃	電話、若しくは直接口頭・拡声器
⑤	④→避難行動要支援者 （助けあいマップ要支援者）	〃	電話、若しくは直接口頭

1 4 災害時の活動

ア 身の安全確保（地震）

地震が発生した時は、直ちに身を守る行動が必要不可欠です。また、余震が必ずあるので、しばらくの間は「一時避難場所」に避難しましょう。

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで。	全住民	身を小さくし、頭を守り、動かない。

いつときひなんばしょ 一時避難場所への避難	揺れが収まったら、最寄りの一時避難場所へ集合する	全住民	隣組ごとに集まり、安否確認をする。
--------------------------	--------------------------	-----	-------------------

イ 出火防止、初期消火

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難所へ向かうとき	全世帯	ブレーカーを遮断。
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる頑健な住民	消火器による初期消火。 初期消火用具による放水。

ウ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	予め定めた支援者若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認。避難が必要であればその支援をする。
隣近所の安否確認	災害発生前後	組長及び全住民	各戸の居住状況の確認及び高いところへの避難の呼びかけ。
倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	隣近所を中心とした住民	救助用資機材及び2人以上の人員を確保し、2次災害に留意しながら救助活動を行う。

エ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否の確認	被災直後、出来るだけ早く。	自治会長、組長及び全世帯	各戸の状況を組長が把握。直ちに自治会長へ連絡し、最終、橋北地区災害対策本部へ。「全員無事」も重要な情報。
被害の状況 (ライフラインを含む)	被災直後、出来るだけ早く。	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、橋北地区災害対策本部へ伝達する。

			「人命・住家」に関する情報を優先する。
避難生活に関する情報	避難所開設後、随時	自治会長、避難所運営責任者	現在不足しているもの、将来的に発生する課題に対する要望について情報収集をする。在宅避難者のニーズ把握も忘れない。

オ 避難所運営、在宅避難者への支援

避難所の開設・運営の方法については、避難所運営マニュアルによる。

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難所の開設	避難所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	自主防災会役員及び早期に来た住民	チェックシートによる施設の安全確認。施設の清掃、利用スペースの確認、資機材の準備。
避難所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	同上	開設準備及びルールが決定後、受付名簿により避難者を把握。
避難所の運営	被災直後から概ね3ヶ月	自主防災会役員（女性を含めること）	長期間に及ぶ場合は、運営ルールを決定する。物資の配分、炊き出しや清掃、防犯など役割をみんなで担う。
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧（1ヶ月）まで	同上（在宅避難者にも役割を担ってもらおう）	飲料水、食糧等を求めに来るため、配分等に在宅避難者も協力してもらおう。登録は必須。

1 5 復旧・復興期の活動

ア 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
心のケア	安定した生活が送れるようになるまで	隣近所でお付き合いのある住民	日常的な声かけ、あいさつのほか、話し相手となること。
情報の提供・共有・わかりやす	同上	同上	先の見通しや、支援に関する制度がわからないことが予

い説明		避難所等運営している顔の見える関係のある者	見。誰にでもいつでもわかる情報共有を！
-----	--	-----------------------	---------------------

イ 関係者の連携による速やかな復旧・復興

何を	いつまでに	誰が	どのように
復興計画策定に向けた地元意見の集約	市の計画に合わせて	まちづくり委員会の役員	市が策定する復興計画への意見の集約や提案をワークショップなどの手法を用いて取りまとめる。

ウ 市、消防、他団体、ボランティア等との連携（平常時～復興まで）

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	市、自主防災会、消防団	ハザードマップを用いて現地確認。
初期消火活動	平常時～応急期	消防団、自主防災会	資機材の点検を兼ねて放水等の訓練を実施。
炊き出し	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、自衛隊	材料の調達、資金負担、役割分担等を予め確認。訓練も実施。
ボランティア活動	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、社協	ボランティアセンターの立上げやニーズの把握、ボランティアの受入等多岐にわたる内容を予め訓練等で調整。

16 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

を	いつまでに	誰が	どのように
避難訓練	毎年1回（9月）	全住民、自主防災会役員	災害別に、いつ、どこへ、どこを通過して避難するか、実働する。
避難場所・避難路の確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か確認する。
避難行動要支援者把握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援者の把握と、声掛け。
安否確認訓練	同上	同上	一時避難場所での安否確認訓練。

避難所開設訓練	同上	同上	避難所を開設するための資機材の運搬、受付開設の訓練。
避難所運営訓練	同上	同上	物資の確保、情報の共有、炊き出し等の実動型の訓練。避難所体験も行うと良い。
情報伝達・収集訓練	同上	同上	災害の概要をいかに早く把握し、住民や関係機関と共有するか。
消火訓練	同上	同上	初期消火をいち早く行うための訓練。
給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出しといった訓練。
救命救護訓練	同上	同上	医師と連携トリアージ訓練や、赤十字救急法による軽症者の手当。
資機材取扱訓練	同上	同上	様々な防災資機材の使い方を習得。

(2) 防災意識の普及啓発

何を	いつまでに	誰が	どのように
家族での話し合い	常時	家族ごと	夕飯時に、どこが危険か、どこへいつ避難するか、安否確認はどうやって行うかを話し合う。
地域での話し合い	隣組ごとに年1回 自治会ごとに年3回	組長、自治会長、自治会役員	危険箇所、避難場所、事前対策、応急対応について話し合い。
地域イベントでの防災要素の取り入れ	通年	各役員	様々なイベントで、防災要素を1つは組み入れていく。
研修会・講演会の開催	自治会単位で 年1回	全住民	防災知識を高めるため、講師を呼ぶなどして学習機会を設ける。
防災に関するパンフレット、チラシの配	年1回	全戸	家庭内備蓄を進めたり、家具の転倒防止を推進す

布			るためのチラシやパンフレットを配布する。
防災ゲームの実施	年1回	全住民のうち希望者	クロスロード、避難所運営ゲームといった防災ゲームを取り入れる。

(3) 計画の見直し

何を	いつまでに	誰が	どのように
地区防災計画	毎年7月末までに	自主防災会役員	1年間の訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画の見直しを行う。
地区防災マニュアル (風水害編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (地震編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (雪害編)	同上	同上	同上
避難所運営マニュアル	同上	同上	同上

橋北地区防災計画

制作：橋北地区自主防災会
発行日：令和3年9月5日 発行

〒395-0015
長野県飯田市江戸町2丁目292番地8
TEL：0265-24-0310
FAX：0265-23-7811
Mail：kyouhoku_ma@mis.janis.or.jp